

令和8年度東浦町スポーツ施設の年間予約制度に関する募集要領

2025 年 11 月 1 日改定 東浦町学び支援課

1 制度の趣旨

以下の2点を制度の大きな趣旨としています。

- (1) 施設の利用率を上げること。
- (2) 町内のサークル活動団体が公平かつ定期的・継続的に施設を利用できるようにすること。

2 制度の内容

特定の施設・部屋において、希望する曜日・時間の施設予約を他の一般利用者よりも優先して1年度分（4月1日から翌年3月31日まで）予約ができる制度です。

一方で、施設使用料の支払期日や自己都合によるキャンセルの制限が一般利用者よりも厳しい内容となっています。

※希望する曜日・時間に複数の団体から申請があった場合は学び支援課を通じて利用調整を行うか、調整できない場合は抽選により使用する団体を決定します。

3 対象となる施設

P5の別表1に記載の施設を対象とします。(施設によっては申請できない曜日・時間帯がありますのでご注意ください)

4 今回年間予約を募集する利用枠

令和8年4月1日利用分から令和9年3月31日利用分まで

5 申請資格

- (1) 構成員が10名以上の団体であり、かつ、その8割以上が東浦町内在住、在勤、在学であること。(構成員はその団体で活動する者とし、活動しない家族・送迎者・応援者は含めないものとします。)
- (2) 月に2回以上の利用であること。
- (3) 営利目的の団体でないこと。
- (4) 法人等の組織が運営している団体でないこと。
- (5) その他町長が認めた団体であること。(東浦町に所縁があることを証明できること)

6 申し込みの方法

以下の書類に必要事項を記入のうえ、2025 年 12 月 12 日（金）17 時 15 分までに指定の施設窓口へ提出してください。

《必要書類》

- ①令和8年度 東浦町スポーツ施設年間予約申請書
- ②令和8年度 利用計画表
- ③令和8年度 利用登録者名簿（※）
- ④施設使用料の減免を受けている団体はその承認通知書の写し

※団体独自で名簿を保有していて、記入事項が網羅されていれば、そちらを提出
いただいても構いません。

《書類の提出先》

年間予約したい施設	書類提出先
・ 北部ふれあいセンター ・ 西部ふれあいセンター	各施設の窓口へご提出ください。
上記以外の施設	メディアス体育館ひがしうらの窓口へ ご提出ください。

7 申請にあたっての注意事項

- (1) 特定の曜日・時間を申請してください。
※時間は正時刻（00 分始まり～00 分終わり）としてください。
- (2)
 - ① 1 団体につき週 2 回（日）、1 回（日）あたり 4 時間以内を申請の上限とします。
 - ② テニスコートの場合、1 回（日）あたり上限 2 面・4 時間以内が上限です。
例)
 - ・ 週 1 回の活動・・・A コートを 2 時間、B コートを 2 時間で合計 4 時間・・・OK
 - ・ 週 1 回の活動・・・A～D コートを各 1 時間で合計 4 時間・・・NG
 - ③ 第 2・北部・西部・南部グラウンドについては、1 団体につき週 2 回（日）、1 回（日）あたり 4 時間以内、または 1 団体につき週 1 回（日）あたり 8 時間以内で可能です。
- (3) 申請した段階では年間予約は確定ではありません。希望する施設・部屋・曜日・時間に複数の団体から申請があった場合は学び支援課を通じて利用調整を行うか、調整できない場合は抽選により使用する団体を決定します。
- (4) 利用月の 3 カ月前末日までに施設使用料のお支払い、自己都合によるキャンセルがある場合はその手続きが必要となります。（お手続き後、警報による貸館中止、熱中症対策に係るキャンセル、屋外施設においては雨天によるキャンセル等を除いて、自己都合によるキャンセルで施設使用料の返還はできません。）
※手続き期日以降の申請は一切お受けできません。
例) 4 月利用分・・・1 月末日までに施設使用料をお支払い、自己都合によるキャンセルがある場合は手続きが必要。
- (5) 申請いただいた曜日・時間の施設利用を確約するものではありません。（施設都合や町行事等で利用できない場合があり、その分の補填や代替施設へのあつ旋はありません。）
- (6) 利用できない日の通知は緊急時を除き行いませんので、窓口受付時・お電話にてご確認をお願いします。
- (7) 年度途中での施設・部屋・時間変更はできません。
- (8) 構成員の半数以上が同じ団体は、別団体として提出したとしても同一団体とみなします。
- (9) 虚偽の申請が発覚した場合は年度途中でも決定を取り消す場合があります。

8 利用調整について

希望する年間利用枠が重複し、学び支援課による調整が困難となった場合、抽

により年間利用枠の決定を行います。

抽選結果は個別にメールで報告します。

抽選日：2025 年 12 月 19 日（金）を予定

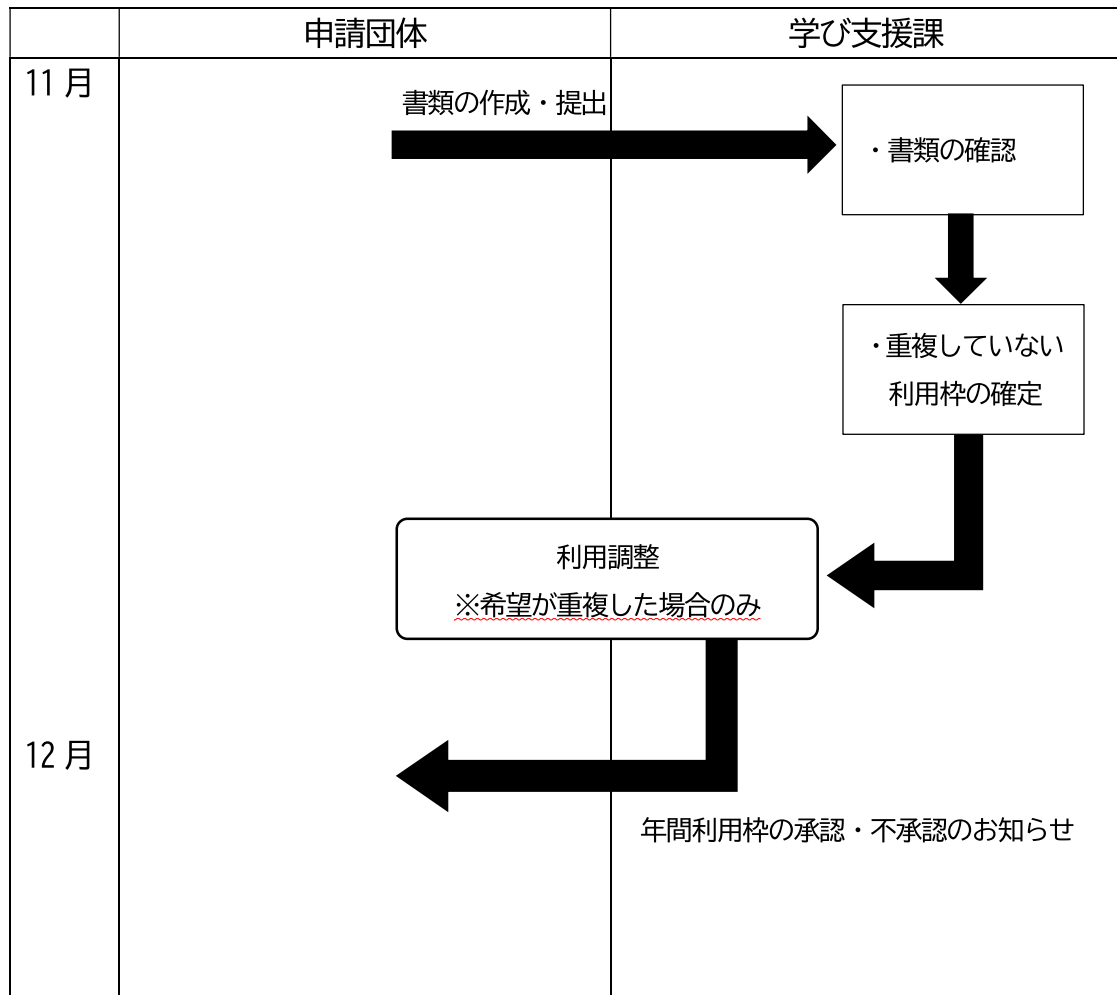
9 問い合わせ先

東浦町学び支援課

電話番号：0562-83-8333

※平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までにお問い合わせください。

7 今後の流れ



年間予約制度の対象施設・部屋

各施設における利用可能な種目は東浦町ホームページをご覧ください。



👉 東浦町ホームページ

施設	部屋	申請できない曜日・時間
メディアス体育館ひがしうら	アリーナ(全面) ※1	・水曜日 13時～15時 ・木曜日 18時～21時 ・土曜日 終日
	アリーナ(A面) ※1	・水曜日 13時～15時 ・木曜日 18時～21時 ・土曜日 終日
	アリーナ(B面) ※1	・木曜日 18時～21時 ・土曜日 終日
	小体育室	・水曜日 19時～21時 ・木曜日 18時～21時 ・土曜日 終日
	柔剣道場 ※1	・水曜日 19時～21時 ・金曜日 19時～21時
北部ふれあいセンター	体育室	・火曜日 18時～21時 ・水曜日 18時～21時 ・日曜日 9時～18時
西部ふれあいセンター	体育室	・土曜日 終日
メディアスひがしうらテニスコート	A～Dコート ※1	
岡田川テニス場	A～Cコート	
北部グラウンド	全面	・土曜日 9時～13時 ・日曜日 9時～13時
西部グラウンド	全面	
南部グラウンド	全面	
第2グラウンド	全面※1	・土曜日 14時～17時

※1の施設では、東浦町の行事や町スポーツ協会大会が多く入ることが想定されます。
希望どおりに年間予約がしづらいことを予めご了承ください。